

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッシング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、SA-CCR適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	CVAリスク				
	うち、SA-CVA適用分				
	うち、完全なBA-CVA適用分				
	うち、限定的なBA-CVA適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー				
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア				

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR適用分				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVAリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポ ージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（レック・スルー方式）				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（マンドート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（蓋然性方式250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア				

	セットのみなし計算 (ルック・スルー方式)				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マンドート方式)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式適用分又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例に

	セットのみなし計算 (蓋然性方式400%)				
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)				
11	未決済取引				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分				
14	うち、外部格付準拠方式適用分				
15	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
24	オペレーショナル・リスク				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・セットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例に

よるものとする。

[a～i 略]

j 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面及び第二十一面の開示を行う場合、第十四面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

k 項番7「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[削る。]

l 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合、同面の項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

[削る。]

よるものとする。

[a～i 同左]

j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面、第十五面及び第二十一面の開示を行う場合、第十四面の項番6「合計」の項へ欄の額、第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

k 項番5「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。以下この面及び第十四面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十三条第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カウンターパーティ信用リスクのうち、カレント・エクスポージャー方式適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十六条（平成三十年金融庁告示第十三号附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合、同面の項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスクのうち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規

n [略]

o 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p 「CVAリスク うち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の三及び第十五面の四の開示を行う場合、第十五面の三の項番7「合計」の項イ欄の額及び第十五面の四の項番2「当四半期末」の項の額と一致する。

q 「CVAリスク うち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合、第十五面の二の項番3「合計」の項の額と一致する。

r 「CVAリスク うち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合、第十五面の項番3「合計」の項ロ欄の額と一致する。

s～v [略]

[(第二面)～(第十四面) 略]

[面を削る。]

(第十五面)

[別紙2]

(第十五面の二)

[別紙3]

(第十五面の三)

[別紙4]

(第十五面の四)

[別紙5]

[(第十六面)～(第三十五面) 略]

定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p [同左]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

g～tt [同左]

[(第二面)～(第十四面) 同左]

(第十五面)

[別紙1]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[(第十六面)～(第三十五面) 同左]

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当半期 末	前半期 末	当半期 末	前半期 末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッシング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、SA-CCR適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	CVAリスク				
	うち、SA-CVA適用分				
	うち、完全なBA-CVA適用分				
	うち、限定的なBA-CVA適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー				
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア				

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当半期 末	前半期 末	当半期 末	前半期 末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR適用分				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVAリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポ ージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（ルック・スルー方式）				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（マンドート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（蓋然性方式250%）				

	セットのみなし計算 (ルック・スルー方式)				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マンドート方式)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式250%)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式適用分又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例

	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式400%)				
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式1250%)				
11	未決済取引				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分				
14	うち、外部格付準拠方式適用分				
15	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
24	オペレーショナル・リスク				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・セットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例

によるものとする。

[a～i 略]

j 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当半期に係る第十面及び第十六面の開示を行う場合、第十面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

k 項番7「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[削る。]

l 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十五条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半

によるものとする。

[a～i 同左]

j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当半期に係る第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、第十面の項番6「合計」の項へ欄の額、第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

k 項番5「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。以下この面及び第十面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十三条第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カウンターパーティ信用リスクのうち、カレント・エクスポージャー方式適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十六条（平成三十年金融庁告示第十三号附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十五条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当半期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第九号第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半

期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

[削る。]

n 「カウンターパーティ信用リスクのうち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

o 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十一面の三及び第十一面の四の開示を行う場合、第十一面の三の項番7「合計」の項イ欄の額及び第十一面の四の項番2「当四半期末」の項イ欄の額と一致する。

q 「CVAリスクのうち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十一面の二の開示を行う場合、第十一面の二の項番3「合計」の項イ欄の額と一致する。

r 「CVAリスクのうち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十一面の開示を行う場合、第十一面の項番3「合計」の項ロ欄の額と一致する。

s~vv [略]

[(第二面) ~ (第十面) 略]

[面を削る。]

(第十一面)

[別紙7]

(第十一面の二)

[別紙8]

(第十一面の三)

[別紙9]

(第十一面の四)

[別紙10]

期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスクのうち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p 「カウンターパーティ信用リスクのうち、中央清算機関関連エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第八章の三の規定により算出した中央清算機関関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

q~tt [同左]

[(第二面) ~ (第十面) 同左]

(第十一面)

[別紙6]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

[面を加える。]

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッシング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、SA-CCR適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	CVAリスク				
	うち、SA-CVA適用分				
	うち、完全なBA-CVA適用分				
	うち、限定的なBA-CVA適用分				

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR適用分				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVAリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポ ージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（レック・スルー方式）				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア				

11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー						セットのみなし計算 (マンドート方式)				
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)						リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式 250%)				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マンドート方式)						リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式 400%)				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式 250%)						10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式 1250%)			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性方式 400%)						11	未決済取引			
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (フォールバック方式 1250%)						12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
15	未決済取引						13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分			
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー						14	うち、外部格付準拠方式適用分			
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分						15	うち、標準的手法準拠方式適用分			
18	うち、外部格付準拠方式適用分又は内部評価方式適用分							うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
19	うち、標準的手法準拠方式適用分						16	マーケット・リスク			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分						17	うち、標準的方式適用分			
20	マーケット・リスク						18	うち、内部モデル方式適用分			
21	うち、標準的方式適用分						24	オペレーショナル・リスク			
22	うち、内部モデル方式適用分						23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			
	うち、簡易的方式適用分							経過措置によりリスク・セットの額に算入されるものの額			
23	勘定間の振替分						24	フロア調整			
24	オペレーショナル・リスク						25	合計			
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー										
26	フロア調整										

27	合計				
----	----	--	--	--	--

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～i 略]

j 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第十四面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十面及び第十六面の開示を行う場合、別紙様式第四号第十四面又は別紙様式第七号第十面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに別紙様式第四号第二十一面又は別紙様式第七号第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

k 項番7「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[削る。]

l 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十五条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～i 同左]

j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第十四面、第十五面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、別紙様式第四号第十四面又は別紙様式第七号第十面の項番6「合計」の項へ欄の額、別紙様式第四号第十五面又は別紙様式第七号第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに別紙様式第四号第二十一面又は別紙様式第七号第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

k 項番5「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第七十四条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

l 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第十三号。以下この面において「平成三十年金融庁告示第十三号」という。）附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第七十三条第二項の規定に基づきカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カウンターパーティ信用リスクのうち、カレント・エクスポージャー方式適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、自己資本比率告示第七十六条（平成三十年金融庁告示第十三号附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第七十五条（自己資本比率告示第五十六条第五項及び第六十四条第五項において準用する

場合を含む。)の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

m 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

[削る。]

n [略]

o 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

p 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第十五面の開示、当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十一面の開示を行う場合又は別紙様式第九号第五面の開示を行う場合、第四号第十五面の三の項番7「合計」の項イ欄の額及び第四号第十五面の四の項番2「当四半期末」の額、第七号第十一面の三の項番7「合計」の項イ欄の額及び第七号第十一面の四の項番2「当四半期末」の項イ欄の額並びに第九号第五面の項番2「当四半期末」の額と一致する。

[q~tt 略]

[(第二面) ~ (第四面) 略]

(第五面)

[別紙11]

場合を含む。)の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスクのうち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第八章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

p [同左]

[加える。]

[加える。]

[q~tt 同左]

[(第二面) ~ (第四面) 同左]

[面を加える。]

備考 表中の [] の記載及び対象類別の「重横線を付した標記部分を除く全括弧を付した標記は注記による」

(単位：百万円)

CCR 2 : CVA リスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で 除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
2	(i) CVAバリュー・アット・リ スクの額 (乗数適用後)		
3	(ii) CVAストレス・バリュー・ アット・リスクの額 (乗数適用後)		
4	標準的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
5	CVAリスク相当額の対象となるポ ートフォリオの合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項のCVAリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第七十五条に規定する期待エクスポージャー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。
- b 項番2「(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項第一号に規定するCVAバリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項第二号に規定するCVAストレス・バリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三のCVAリスク相当額を算出するに当たり標準的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第二百七十条の三第一項の算式中の与信相当額 (EAD) の合計額を記載すること。
- e 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項には、項番1の項に記載された額及び項番4の項に記載された額の合計額を記載すること。
- f ロ欄には、各計測手法に基づき算出されたCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額、第十四面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー (合計)」の項ロ欄の額及び項番11「非

適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	CVAリスクのうち取引先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、 ρ を一と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。
- b 項番2「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、 ρ を零と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。
- c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が限定的なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

[別紙3]

(第十五面の二)

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める K_{hedged} の値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合には、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除した得た額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	前四半期末	
2	当四半期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項口欄の額と一致する。
- c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f 「変動事由の説明」の項には、当四半期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）、及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合には、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番2「前四半期末」が令和五年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CCR 2 : CVA リスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で 除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
2	(i) CVAバリュアット・リスクの額 (乗数適用後)		
3	(ii) CVAストレス・バリュアット・リスクの額 (乗数適用後)		
4	標準的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
5	CVAリスク相当額の対象となるポ ートフォリオの合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項のCVAリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第七十五条に規定する期待エクスポージャー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。
- b 項番2「(i) CVAバリュアット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項第一号に規定するCVAバリュアット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「(ii) CVAストレス・バリュアット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の四第一項第二号に規定するCVAストレス・バリュアット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三のCVAリスク相当額を算出するに当たり標準的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第二百七十条の三第一項の算式中の与信相当額 (EAD) の合計額を記載すること。
- e 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項には、項番1の項に記載された額及び項番4の項に記載された額の合計額を記載すること。
- f ロ欄には、各計測手法に基づき算出されたCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額、第十面の項番6「合計」の項へ

欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	CVAリスクのうち取引先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、 ρ を一と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。
- b 項番2「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における $K_{reduced}$ の算式において、 ρ を零と仮定した場合に算出される $K_{reduced}$ の値を記載する。
- c 項番3「合計額」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計額」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が限定的なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ の値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める K_{hedged} の値を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合には、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百七十条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除した得た額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「-」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	前四半期末	
2	当四半期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項口欄の額と一致する。
- c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f 「変動事由の説明」の項には、当四半期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）、及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合には、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番2「前四半期末」が令和五年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	前四半期末	
2	当四半期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項口欄の額と一致する。
- c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百七十条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f 「変動事由の説明」の項には、当四半期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）、及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合には、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番2「前四半期末」が令和五年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。